

全国センターだより

2021 AUTUMN vol. **100**



- 巻頭言 …………… 「県民のための暴追センター」として
- 特別寄稿 …………… 民暴栃木大会のご紹介
- 寄稿 …………… 暴力団排除条例施行10年の雑感

あ る 日



相談委員として



(公財)茨城県
暴力追放推進センター
相談委員

會 沢 栄

1 はじめに

私は、平成31年3月に、茨城県警察の生活安全部門を最後に定年退職し、退職後は、暴力追放推進センターにお世話になることになり、3年目を迎えております。

暴追センターの勤務としては、当初より不当要求防止責任者講習の指導、相談委員として勤務することとなり、初めて経験する内容でしたが同僚にも恵まれ今日に至っております。

2 相談委員として

当センターにおける業務は、相談業務のほか、不当要求防止責任者講習、離脱希望者に対する支援活動、広報活動等と多岐に及んでおります。この様な活動の中での相談業務の内容は、暴力団の属性に係る相談を初めとし、暴力団が関係する事件相談や民事的内容の相談、暴力団離脱や離脱に伴う就労相談等がありますが、その他DV相談、不動産等に絡む相談、執拗なクレーム相談等と暴力団に関係ない相談も受理する状況でもあります。事件性のあるものは警察、民事的内容のものは民暴弁護士へと繋いで、三者が連携し協力を得ながら解決を図っております。

相談件数は、ここ数年増加傾向となっており、昨年は290件となる状況でしたが、その大半は、企業等からの取り引きに伴う属性照会に係る相談

が占めている状況です。増加の理由としては、各市町村での暴排条例の制定や各企業等における暴排条項の導入により、暴排意識が高まったことによるものと考えております。

この様に受理した相談の中で、この場で紹介できる様なものではありませんが、相談者から感謝されることとなったものがありますので、お話したいと思います。

その相談は、暴力団組員からの離脱相談でありまして、電話で

憧れて入った（暴力団組織）けど、組長や兄貴分は、無理難題を押しつけてきて、自分が自由になれる時間もない。家族（妻・子供）と一緒に過ごすこともできない。組を抜ける考えで組長に話したが全く取り合ってくれない。

今は、組を抜ける考えで組長との連絡は断ち、組事務所にも行っていない。

組を抜きたいので、助けて貰えませんか。

等というもので、状況は真に迫った内容でした。

この相談については、勤務時間終了間近の時間帯でありましたが、受理後すぐに警察本部組織犯罪対策課へ情報提供を行い、その後は、早い段階で、管轄する警察署が関係者の聴取を行い、結果として相談から3日目には、組長に対する中止命令が発出されると共に、相談者の離脱届を受理する運びとなり、短期間で離脱することができたことで、相談者から感謝されたというものでした。

この様な相談は、何処にでもある内容でしたが、警察と連絡を取り合ったことで、中止命令の早期発出や早期解決に繋がったものでした。この相談を通じて、早い立ち上がりで早期連携の重要性や、真摯に相手と向き合って対応すれば、結果につながり、納得して喜んでもらえることを再認識した次第です。

3 おわりに

相談対応については、相手に感謝される様な対応ができるように、相談者の気持ちを踏まえ真摯に対応し、スピード感を持った行動を取る等々のことを心がけると共に、暴追センターの存在認知度が県民の方々に広く知られるように、各種活動に邁進して行きたいと考えております。

暴力団員の離脱・就労にむけて



(公財)暴力団追放運動推進都民センター

相談委員

(社会復帰アドバイザー)

加藤 修

私は、昨年3月末に警視庁を定年退職し、翌4月1日から暴力団追放運動推進都民センターの相談委員として勤務させていただき、本年4月1日からは暴力団員の離脱・就労相談も担当することになりました。

少し自己紹介をさせていただきますと、私は警察人生40年余の大半を暴力団対策、暴力犯捜査に従事し、「常に暴力団との対決姿勢」を前面に出しながら暴力団壊滅に向けた取組みをしてきたと自負しております。

組織犯罪対策第四課在任中は賭博事件捜査を担当し、多数の違法カジノ店を摘発してきましたが、どのカジノ店も暴力団組織に対して用心棒代を渡しており、中には1ヶ月に100万円以上の現金を渡している店もありました。

また、高級車に乗って違法カジノ店を訪れていた賭客の暴力団幹部は、数時間の滞在で500万円以上をつぎ込むなど、一般人では到底考えられないような金銭感覚で、勿論税金等は一切支払ってはいません。

組織犯罪対策第三課在任中は、暴力団事務所の新規開設が禁じられている教育施設の近隣に暴力団事務所を開設するなどの、東京都暴力団排除条例違反を摘発してきましたが、どの暴力団組員も、付近住民や児童に与える悪影響など考えず、マンション内や保育園、小学校の回りを平然と練り歩

き、組織維持のために覚醒剤の密売など違法な資金獲得活動を行っていました。

このように暴力団犯罪を取り扱うたびに、暴力団への対決姿勢は益々強固なものとなっていき、そんな私が暴力団員の離脱、ましてや就労支援を行うなど考えにも及びませんでした。

私が初めて離脱・就労の相談を受けた暴力団員は、極めて健康体であるにもかかわらず

荷物の仕分け程度の仕事で月30万円程度貰えないか。

生活保護を受けるためにも離脱したい。

と言って、自分が置かれている立場やコロナ禍での現状も全く考えていません。さらに刑務所内からは、仮釈放や出所後の生活保護目当てと思われるような離脱希望の手紙が届くなど、益々暴力団員の離脱・就労支援のあり方を考えてしまいました。

ところが、前任者が過去に就労支援した建設関連企業の社長とお話しさせて頂いた時、「彼はウチで働いて10ヶ月が過ぎましたが、これまで無断欠勤等もなく一生懸命に頑張っていますし、本当によい人を紹介してもらいました。今後もしいい人がいればよろしくお願いします。」と感謝の言葉を頂いたのです。

前任者からも「この前就労支援した男は真面目に働いているので、協力企業も喜んでいるから」と引き継ぎを受けていたのですが、元々暴力団員は汗水垂らして働いたことがないので、真面目に働きたいと思っていたとしても、土木作業などの肉体労働は中々長続きするものではないと高をくくっていました。

そこで、その男の離脱・就労に関する相談簿を確認したところ「自分から贅沢を言える立場にはありません。土方でも何でもやります。」と離脱・就労に対する強い意思表示をしており、本当に立ち直って人生をやり直そうと努力している者がいることを痛感しました。

今後は、警視庁の離脱・支援担当者とも連携を密にして、離脱・就労希望者との面接時には、その者の本質と意志の強さを見極めながら、より効果の上がる離脱・就労支援に向けた努力をしたいと思います。



暴力追放運動広報啓発資料 展示会の開催について

(公財)北海道暴力追放センター

本展示会は、道民の暴力団排除意識の高揚と暴力追放運動の推進に資することを目的として、北海道警察の協力を得て広報啓発のための各種資料等を展示公開しているものです。

北海道ではコロナ禍にあって緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用が続き、外出自粛や移動制限、ソーシャルディスタンス徹底等の対策が継続され、各地区暴追協総会等の書面決議のほか、街頭啓発活動等も延期や中止が続きました。

このような情勢にあって、本展示会は数少ない実施可能な広報啓発活動として北海道庁舎道民ホールを利用して6月21日、22日の2日間に亘り開催しました。

会場では感染防止対策を徹底しながら、全国各暴追センターのポスター、暴排啓発用パネル、各種暴排グッズ等の展示、暴排ビデオ上映のほか、職員を常駐させての来訪者対応、来訪者に対する反社会的勢力からの不当要求の有無や対応策等についてのアンケート調査を実施するなどし今後の活動に伴う参考資料としました。

本展示会の歴史を紐解きますと、平成7年2月に全国に先駆けて北海道が初めて開催したものと聞いております。

第1回の会場は札幌市大通りの地下街（オーロラタウン）で、展示物は暴力排除ポスター、暴力追放グッズ（プレート・たすき・のぼり・旗など）暴力追放関係書籍類でした。

初めての開催につき成功を懸念していたようでしたが、暴力追放運動が盛り上がっていた時期であったこと、事前広報が功を奏したことも相まって予想を上回る市民が訪れたほか、多数の報道関係者の取材があって大きく報道され、北海道の暴力団排除活動の周知徹



底に大きな成果を取めたと記録されています。

この成功体験に基づき、2回目以降は北海道庁道民ホールに場所を移し開催を継続しており、全道的にも各地区暴追協で同様行事を適時、開催しているところです。

民暴110番協定による指定暴力団の 代表者等損害賠償訴訟で和解が成立 ～暴力団対策法第31条第2項に基づいた民事訴訟は全国初～

(公財)千葉県暴力団追放県民会議

平成29年、指定暴力団の内部対立に端を発して、稲川会系幹部組員による殺人未遂事件を皮切りに、松戸市内で連続発砲事件が発生した。その内の1つの事案に、対立する組員方居室と誤認して一般女性の原告方居室に向けて銃弾3発を撃ち込み、窓ガラス等を損壊した事件がある。帰宅して部屋の電気を点けた直後を狙った被害で、身体的被害はないものの、精神的な損害は計り知れないものであった。

県警の捜査により稲川会2次団体の組長等多数を逮捕し、実刑判決が言い渡された。本件は、民暴110番協定（千葉県警捜査第四課、千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター及び千葉県暴力団追放県民会議による三者協定）事案として、原告が受けた精神的損害等について稲川会の代表者（組長）を被告として、令和2年2月、千葉地方裁判所に損害賠償請求（請求額1,300万円）の民事訴訟を提起したものであり、暴対法第31条第2項（指定暴力団内の対立事件）を適用した訴訟は全国初となった。

訴訟提起に際し弁護団は、原告の二次被害を防止するため、訴状に当県民会議の住所、原告の旧姓を使用することを裁判所に認めさせ、住民基本台帳閲覧制限の措置を講じ、警察においては、原告及び弁護団20名の保護対策を徹底した。県民会議では、本件訴訟の意義と効果を考慮し、訴訟費用としての50万円の貸し付け支援を行うこととし、貸付委員会に諮るとともに、借受者の資格に関する規定を一部改正の上、貸付を実行した。

本件は、数回の公判を経て地裁から和解案が提示され、令和3年4月、被告代理人が原告代理人に現金500万円



全国暴追センター・シンボルマーク
『パンチくん』

都道府県暴力追放運動推進センター相談電話

(公財)北海道暴力追放センター

011-271-5982

(公財)青森県暴力追放県民センター

017-723-8930

(公財)岩手県暴力追放推進センター

019-624-8930

(公財)宮城県暴力追放推進センター

022-215-5050

(公財)暴力団壊滅秋田県民会議

018-824-8989

(公財)山形県暴力追放運動推進センター

023-633-8930

(公財)福島県暴力追放運動推進センター

024-572-6960

(公財)茨城県暴力追放推進センター

029-228-0893

(公財)栃木県暴力追放県民センター

028-627-2600

(公財)群馬県暴力追放運動推進センター

027-254-1100

(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

048-834-2140

(公財)千葉県暴力追放県民会議

043-254-8930

(公財)暴力団追放運動推進都民センター

03-3291-8930

(公財)神奈川県暴力追放推進センター

045-201-8930

(公財)新潟県暴力追放運動推進センター

025-281-8930

(公財)山梨県暴力追放運動推進センター

055-227-5420

(公財)長野県暴力追放県民センター

026-235-2140

(公財)静岡県暴力追放運動推進センター

054-283-8930

(公財)富山県暴力追放運動推進センター

076-421-8930

(公財)石川県暴力追放運動推進センター

076-247-8930

(公財)福井県暴力追放センター

0776-28-1700

(公財)岐阜県暴力追放推進センター

058-277-1613

(公財)暴力追放愛知県民会議

052-883-3110

(公財)暴力追放三重県民センター

059-229-2140

(公財)滋賀県暴力追放推進センター

077-525-8930

(公財)京都府暴力追放運動推進センター

075-451-8930

(公財)大阪府暴力追放推進センター

06-6946-8930

(公財)暴力団追放兵庫県民センター

078-362-8930

(公財)奈良県暴力追放県民センター

0742-24-8374

(公財)和歌山県暴力追放県民センター

073-422-8930

(公財)鳥取県暴力追放センター

0857-21-6413

(公財)島根県暴力追放県民センター

0852-21-8938

(公財)岡山県暴力追放運動推進センター

086-233-2140

(公財)暴力追放広島県民会議

082-228-5050

(公財)山口県暴力追放運動推進センター

083-923-8930

(公財)徳島県暴力追放県民センター

088-656-0110

(公財)香川県暴力追放運動推進センター

087-837-8889

(公財)愛媛県暴力追放推進センター

089-932-8930

(公財)暴力追放高知県民センター

088-871-0002

(公財)福岡県暴力追放運動推進センター

092-651-8938

(公財)佐賀県暴力追放運動推進センター

0952-23-9110

(公財)長崎県暴力追放運動推進センター

095-825-0893

(公財)熊本県暴力追放運動推進センター

096-382-0333

(公財)大分県暴力追放運動推進センター

097-538-4704

(公財)宮崎県暴力追放センター

0985-31-0893

(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター

099-224-8601

(公財)暴力団追放沖縄県民会議

098-858-8930



全国暴力追放運動推進センター

公益財団法人 全国防犯協会連合会

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-38-1 本郷信徳ビル 6 階

TEL (03) 3868-0247 FAX (03) 3868-0257